

全建総発第 137 号

平成17年12月27日

各都道府県建設業協会会長殿

社団法人 全国建設業協会
会長 前田 靖 治

公正な企業活動の推進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業活動の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業は、良質な社会資本の整備を担い、国民が安心して生活できる基盤づくりに寄与するとともに、地域の基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、入札談合問題、また、構造計算書の偽装問題などが発生し、業界に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは誠に憂慮すべきことであります。

このような状況の下で、国土交通省からは、入札談合の再発防止のため、各般の対策が講じられることとされ、また、平成18年1月4日より、課徴金算定率の大幅引上げ、課徴金減免制度の導入等を内容とする改正独占禁止法が施行されます。

全建会員企業におかれましては、これまで以上に法令遵守に努められ、国民から広く信頼される建設業界の構築に向けて、企業の社会的責任を果たされるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

本会といたしましても、全建行動憲章に基づいて、引き続き、独占禁止法はもとより、建設業法はじめ関係法令の遵守・徹底に向けて努力を続ける所存でありますので、貴会におかれても、会員企業に対しまして、この趣旨の周知・徹底方よろしくお願い申し上げます。

以 上